

行使請求書 記入例

各位

株式会社オウケイウェイヴ
(株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社)

株主割当による新株予約権（非上場）にかかわる権利行使手続きのご案内

謹啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日お知らせしましたとおり、2023年3月31日現在のすべての株主の皆さまに対して、下記のとおり、第21回新株予約権を無償にて割当いたしました。

つきまして、新株予約権の権利行使（新株式の購入）の手續きについてご案内申し上げます。

謹白

記

1. 割当基準日	2023年3月31日
2. 割当日	2023年5月12日
3. 割当対象株主	割当基準日現在の全ての株主の皆様
4. 割当権利及びその数	割当基準日現在保有されている株式数の3倍の株式を購入する権利
5. 株式購入価額（権利行使価額）	1株当たり33円 ※2023年3月30日の終値（66円）の50%ディスカウント
6. 株式を購入できる期間（権利行使期間）	2023年6月1日（木）～2023年9月1日（金）
7. ご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 権利行使（新株式の購入）の実施の有無は、株主の皆さま個人の裁量でお決めいただけます。 上記権利行使期間内に権利行使をされなかった場合、新株予約権は失効いたします。

以上

新株予約権の内容及び権利行使のお手續きに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。

お問合せ窓口

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
電話 0120-232-711

受付期間 2023年6月1日～2023年9月1日
受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）

株式会社オウケイウェイヴ 第21回新株予約権割当ご通知兼行使請求取次依頼書

2023年2月28日開催の当社取締役会決議に基づき、2023年3月31日を基準日として、1株につき1個（新株予約権の株式数は1個につき3株）の割合で新株予約権を割当いたしましたのでご通知いたします。

新株予約権を行使する個数 1000

新株予約権を行使する個数×3 3000

新株予約権を行使する個数×3×33円 99000

〇〇証券

証券口座名
機構加入者コード
加入者口座コード
を証券会社等にご確認いただきご記入ください

証券会社へ提出する日

お名前
ご連絡先
をご記入ください

振込人番号
行使請求者名(カナ)
シンカブハナコ
新株 花子
連絡先 03 (1234) XXXX

振込依頼書 記入例

振込金 (兼手数料) 受取書

令和 年 月 日

金額 99000

先方銀行 三菱UFJ信託銀行 本店営業部

口座番号 普通 4375614

お受取人 お名前 払込金受付口

振込人 (振込人番号) 様

手数料

収入印紙

受取書についても
・日付
・金額
・ご依頼人名
をご記入ください

振込依頼書

科目

令和 年 月 日

電信 振込 手数料

金額 99000

振込日記入

三菱UFJ信託銀行 本店営業部

口座番号 4375614

お振込先 払込金受付口

新株予約権を行使する個数×3×33円

金額内訳

5,000円	10円
2,000円	5円
1,000円	1円
500円	
100円	
	合計
	つり銭

お名前(フリガナ) シンカブ ハナコ

振込人 9999XXX 新株 花子

行使請求者ご本人の名義でご記入ください

住所 渋谷区千駄ヶ谷〇丁目〇番地〇号

(電話番号) 03 - 1234 - XXXX

※<お願い>ご依頼人名の前に必ず、振込人番号（6桁）をご記入願います。

新株予約権の行使手続きについて

1. 下記書類をご準備ください。

- ・「第21回新株予約権割当ご通知兼行使請求取次依頼書」（以下「行使請求書」といいます。）
- ・「振込依頼書」（以下「振込依頼書」といいます。）

2. お手続きの手順

- (1) 行使請求書に記載の「割当新株予約権数」の範囲内で新株予約権行使個数をお決めいただき、払込金額、行使請求株式数を計算してください。

払込金額＝新株予約権行使個数×3×33円

行使請求株式数（購入株式数）＝新株予約権行使個数×3

* 行使請求は、割当られた新株予約権の総個数のうち一部を1個単位で行うことも可能です。

* 総個数を超えての行使請求はできません。

- (2) 「行使請求書」に以下の必要事項をご記入ください。

- ①新株予約権行使個数 ②行使請求株式数 ③払込金額
④口座管理機関（証券会社等）名 ⑤機構加入者コード ⑥加入者口座コード

* ⑤機構加入者コード、⑥加入者口座コードは口座管理機関（証券口座をお持ちの証券会社等）宛にご照会いただいたうえでご記入ください。

* 証券口座を複数をお持ちの場合は、そのいずれかの口座管理機関をご選択いただき取次ぎをご請求ください。

* 新株式を複数の口座管理機関に記録することをご希望の場合は、口座管理機関ごとに行使請求書が必要となりますので、前述のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

- (3) 上記(1)で計算いただいた払込金額を、以下の①または②の方法にてお振込みください。

- ①金融機関の窓口でのお振込み

同封の「振込依頼書」に必要事項をご記入のうえ、金融機関窓口にてお振込みください。

- ②ATM・インターネットバンキングによるお振込み

「振込依頼書」に記載の振込先（受取人）口座番号を指定のうえ、お振込みください。

※ お振込みは、2023年6月1日以降にお願いいたします。2023年5月31日まではお振込みをお受けできませんのでご注意ください。

※ お振込みは、必ず株主様名義の口座からお願いいたします。

* 振込金受取書等の振込先と振込金額等が確認できる書類（払込金額の振込を証する書面）を受領していただき、その写しをご用意ください。インターネットバンキングによるお振込みの場合は、振込内容を確認できる書類を印刷してください。
* 振込手数料は株主様のご負担となりますのでご了承ください。

- (4) 口座管理機関（証券口座をお持ちの証券会社等）宛に以下の書類をご提出いただき、行使請求の取次をご依頼ください。なお、口座管理機関によっては、取次手数料等を株主様にご負担いただく場合がございます。

①「行使請求書」

② 払込金額の振込みを証する書面の写し

※ お振込みは、必ず株主様名義の口座からお願いいたします。

- (5) 新株式が株主様の証券口座に記録される時期は、口座管理機関（証券口座をお持ちの証券会社等）において行使請求が取次され、行使請求書及び払込金額を証する書面の写しが株主名簿管理人に到着した日から原則6営業日後となります。

3. ご注意事項

- (1) 「行使請求書」に記載の株主様以外の名義による行使手続きはできません。

- (2) 「行使請求書」に記載の住所、氏名等に変更がある場合には、口座管理機関（証券口座をお持ちの証券会社等）宛にお問合せください。

- (3) 「行使請求書」を紛失、毀損又は汚損された場合は、前述のお問合せ窓口（株主名簿管理人）宛に再発行をご依頼ください。

- (4) 2023年6月23日から6月30日の間に株主名簿管理人に到着した行使請求は、当社の決算期末による新株予約権行使取次停止期間となるため、2023年7月1日の行使受付となりますのであらかじめご了承ください。

- (5) 新株予約権を行使するためには、行使期間の満了日である2023年9月1日までに行使請求書及び振込を証する書面が株主名簿管理人に到着していることが必要となります。

口座管理機関（証券口座をお持ちの証券会社等）での取次は、2023年9月1日以前に取次を終了する場合がございます。詳細についてはお早めに口座管理機関にご確認ください。

- (6) 行使手続き完了後の手続きの取り消しはできません。

- (7) 口座管理機関（証券口座をお持ちの証券会社等）において特定口座をご利用の場合、新株予約権の行使に伴い発行される新株式は、新株予約権の割当基準日（2023年3月31日）において特定口座をご利用の当社株式に対して割当てられた新株予約権に相当する株式数（新株予約権の個数の3倍）を上限として特定口座をご利用いただけます。詳細については、事前に口座管理機関にご確認ください。

- (8) 個別の状況により、税法上の取扱いが異なる場合がありますので、株主の皆さまご自身で税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。